

第2章 地域福祉推進の基本目標

地域福祉を推進するためには、次のような基本目標に沿って進める必要があります。

1 生活課題解決への住民等の積極的な参加

住民一人ひとりが、人権意識を高めるとともに、支援を要する人の生活上の解決すべき課題（生活課題）を自らの課題であると認識しなければ、地域住民が支え合う福祉のまちづくりは達成できません。地域住民を生活課題解決の担い手として位置付け、主体的な参加を得るための気運を醸成することが大切です。

また、地域福祉推進の主体は、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「住民等」という。）の三者です。生活課題の解決や地域福祉の活動方策を検討する場に住民等が積極的に参加し、行動できるような仕組みをつくることが大変重要です。

【目標達成のために考慮するポイント】

- 社会福祉に関する情報を地域住民にどのように提供するか。（情報提供による動機付け）
- 住民等が行う活動をどのように支えるか。（活動拠点の確保などの支援）
- 地域住民がお互いの生活課題に関心を持ち、解決に向けた動機付けや意識の向上が図られるよう「福祉のこころ」を育む場や機会をどのように作り出すか。
（生涯を通じた福祉教育の推進など）
- 地域で核となって地域福祉を推進する人材をどのように発掘し、養成するか。
- 地域における支え合いのネットワークをどのように作り、活用していくか。
（「地域福祉5,000ネット推進事業」により各地域に形成されたネットワークの活用など）

2 利用者本位のサ - ビスの実現

福祉サ - ビスの提供においては、利用者の尊厳が保護され、利用者の意向が十分に尊重されることが前提となります。そのためには、サ - ビスを選択するために必要な情報が提供され、サ - ビスを適切に利用するための支援がなされること、サ - ビスについての苦情等に対して適切な対応を行う体制が整備されることが重要です。

【目標達成のために考慮するポイント】

- 地域の福祉課題や福祉ニ - ズをサ - ビス利用者の視点で把握するためにはどうするか。
- 生活上の多様な福祉課題を、柔軟に、迅速に解決するサービスをどのように提供するか。
（ボランティア・NPO、市町村社会福祉協議会などが連携したサービス提供など）
- 地域住民が孤立したり、生活課題を抱えたとき、自分から声を出して相談が受けられるためにはどうするか、また周囲から発見するためにはどうするか。
- サ - ビスの利用を援助する仕組みや苦情相談に対応するための仕組みをどうするか。
（判断能力が十分でない人に対するサービス利用手続きの支援など）
- サ - ビスの内容や評価についての情報の公開はどのように行うか。

3 総合的なサ - ビス提供体制の確立

地域住民にとって困ったときに身近に相談できる場所があることや、個別のニーズに応じたサービスが受けられることは、安心して生活できることにつながります。

多様な生活課題について身近な場所で総合的に相談が受けられる体制の整備が大切です。また、個別のニーズに応じて公共的サ - ビスと民間サ - ビス、在宅福祉サ - ビス、施設福祉サ - ビス、福祉、保健、医療にまたがるサ - ビスなど多様なサ - ビスが適切に組み合わせられて総合的に提供される体制をつくることが重要です。

このほか、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくり、防災などの生活に関連する分野との連携を図ることも考えられます。

【目標達成のために考慮するポイント】

サービスを総合的に利用できるよう、ケアマネジメントを含むソ・シャルワ・ク体制の充実を図るにはどうするか。

社会福祉事業に従事する者の専門性を向上させるための人材育成をどうするか。

社会福祉を目的とする多様なサービスの振興や参入促進を図るためにどうするか。

(コミュニティビジネス やNPOの創出の支援など)

公共的サービスと民間サービスの連携による公民協働のサービスを提供するための仕組みづくりをどのように行うか。

福祉、保健、医療分野の他に生活に密接に関連する分野の施策との調整をどうするか。